

6) 7月に各種漁具で漁獲された魚貝類からのジェオスミン分析について

孝橋賢一・幡野真隆・太田豊三

【目的】

近年、6月から7月にかけて漁獲されたアユやセタシジミのうち一部に、非常に希なケースであるが、佃煮などの商品としたときに、異臭がするとの苦情で返品があることがある。これら返品された佃煮などについて官能試験を行うと全数ではないが、その一部にカビ臭と思われる異臭を伴うものがあった。またこの時期は、エリの汚損の激しい時期もあり、エリの付着物からはカビ臭の一種ジェオスミンが高濃度に検出されることから、これらエリ網汚損原因藻類をアユなどが食べることによって、これら漁獲物の一部に異臭を放つものが出てくるとの仮定の下、ジェオスミン分析を行った。

【方 法】

1)供試魚貝類

- ・アユ：平成14年6月17日 マキノ町地先のエリ
平成14年7月12日 安曇川町地先のエリ
平成14年7月23日 近江八幡市地先 刺網
平成14年7月6日 新旭町のエリ

- ・セタシジミ：平成14年7月18日 彦根市松原沖
平成14年7月18日 安曇川沖

2)分析

- ・(社)滋賀県薬剤師会試験センターに委託した。10個体を磨碎し、1検体とし、ヘッドスペースGC-MS法によって分析した。

【結 果】

表1に示したように全ての検体において検出限界以下であった。特にアユについては、官能検査時にその一部にカビ臭が感じられた検体についてもジェオスミンは検出されなかった。これは各標本中の一部にしか異臭魚が含まれていないことが予想されたため、各標本中の10尾を磨碎して検体としたが、この10尾中に異臭魚が含まれていなかっただけか、もしくは含まれていたとしても10尾を1ロットとしたため、異臭が検出限界以下に希釈されたことも考えられる。

今後、個体毎のジェオスミン分析を検討するとともに、エリ付着物をアユに食べさせて異臭魚が再現できるかなど再検討が必要である。

表 各漁具で漁獲された魚貝類からのジェオスミン分析結果

種名	検査項目	採集日	採集地先	漁具	検査成績
アユ	ジェオスミン	平成14年6月17日	マキノ町	エリ	0.002mg/Kg未満
アユ	ジェオスミン	平成14年7月12日	安曇川町	エリ	0.002mg/Kg未満
アユ	ジェオスミン	平成14年7月23日	近江八幡市	刺網	0.002mg/Kg未満
アユ	ジェオスミン	平成14年7月23日	新旭町	エリ	0.002mg/Kg未満
アユ	ジェオスミン	平成13年7月6日	彦根市	エリ	0.002mg/Kg未満
セタシジミ	ジェオスミン	平成14年7月18日	新旭町	貝曳	0.002mg/Kg未満
セタシジミ	ジェオスミン	平成14年7月18日	彦根市	貝曳	0.002mg/Kg未満